

業務受託候補者の選定を、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領（以下「要領」という。）第3条第1項第1号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により行いますので、次のとおり公募します。

平成21年5月27日

京都市長 門川 大作

1 業務内容

(1) 業務名称

「東九条地区まちづくり基本計画策定業務」とし、現行の東九条地区住宅市街地総合整備事業整備計画（以下「整備計画」という。）を見直し、当地区の良好な居住環境の創出と安心・安全なまちづくりの実現等を図る「まちづくり基本計画」を策定する。

(2) 履行期限

契約の日から平成22年3月15日（月）までとする。

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

2 業務説明書の交付期間、交付場所及びその方法

次の各号に定める期間及び場所において、業務説明書を配布する。

(1) 交付期間

公告の日から平成21年6月2日（火）までとする。ただし、「京都市の休日」を定める条例」に規定する本市の休日を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 交付場所

ア 郵便番号 604-8571

イ 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

ウ 交付者 京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課 東九条担当

エ 電話番号 075-222-3635

(3) 交付方法

交付方法は手渡しとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による交付は行わない。

3 業務説明書等に係る質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

次の各号に定める期間、場所及び方法において質問を受け付ける。

(1) 受付期間

公告の日から平成21年5月29日（金）まで

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 提出場所

2の(2)と同じ

(3) 提出方法

問い合わせは、書面（様式自由。ただし、発信者のFAX番号及び電話番号を必ず記載すること。）により、FAXにて行うこと。

FAX番号 075-222-3526（なお、必ず着信確認を行うこと。）

(4) 回答方法

問い合わせに対する回答は、平成21年6月1日（月）までにFAXにて行う。

4 応募に係る事項

当該公告に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の各号に基づき、資格の確認を申請すること。

(1) 応募資格

応募者は、次の資格要件をすべて満たしていること。

ア 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿（建築設計又は土木設計）に登録している者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 本市内に本店、支店又は営業所を有すること。

エ 参加表明の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

オ まちづくりに係る基本構想・計画、住宅市街地総合整備事業の整備計画・事業計画、又は団地計画・基本構想・住棟の基本設計及び実施設計（仮設店舗、EV等のみの設計業務は含まない。）のうちいずれかの業務について本市、他の政令指定都市又は都道府県からの受託実績があること。ただし、過去10年以内に業務を完了したものに限る。

カ 一級建築士、二級建築士又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

(2) 応募に要する書類、提出期限、提出場所及びその方法

ア 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

（ア）参加希望申出書（第1号様式）

(イ) 業務実績調書（第2号様式）

(ウ) 配置技術者調書（第3号様式）

(エ) 資格を確認できる書類

a 建築士法第5条に基づく一級建築士又は二級建築士免許証の写し

b 技術士の免許証の写し

c 建築士法第23条の3に基づく一級建築士事務所の登録を証明する書類

イ 提出期限

2の(1)と同じとする。

ウ 提出場所

2の(2)と同じとする。

エ 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

5 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

上記4の手続きにより、当該業務に係る応募資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、技術提案書を提出すること。

(1) 提出書類

技術提案書（第4号様式から第8号様式）

(2) 提出期間

平成21年6月3日（水）から平成21年6月16日（火）までとする。ただし、「京都市の休日を定める条例」に規定する本市の休日を除く。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後

1時までを除く。)とする。

(3) 提出場所

2の(2)と同じとする。

(4) 提出方法

4の(2)エと同じとする。

6 受託候補者の選定方法及び基準

受託候補者の選定は、提出された技術提案書及び技術提案書に関するヒアリング(次項7に掲げるもの)により行う。ただし、プロポーザルの参加者が特に多い場合は、ヒアリングを行う前に、提出された技術提案書により書類選考を行い、4名を選考したうえで、当該被選考者に対してヒアリングを実施することで受託候補者を選定することとする。

評価項目は、次のとおりとする。

(1) 配置技術者の資格及び実績等

ア 統括責任者の資格、経験年数

イ 統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績

ウ 統括責任者の手持業務の件数

エ 主任技術者の資格、経験年数

オ 主任技術者の過去10年間の同種又は類似実績

カ 主任技術者の手持業務の件数

キ 担当者の資格、経験年数

ク 担当者の過去10年間の同種又は類似実績

ケ 担当者の手持業務の件数

(2) 業務実施方針等

- ア 業務の理解度
- イ 業務実施方針の妥当性
- ウ 業務実施手法の妥当性

(3) 提案事項等

- ア 提案の的確性
- イ 提案の独創性
- ウ 提案の成果達成の期待度・実現性
- エ 価格

7 技術提案書に対するヒアリング

- (1) 実施日 資格確認後，本市が指定する日
- (2) 場 所 京都市役所内の会議室の予定（後日，連絡する。）
- (3) 出席者 配置技術者（統括責任者，主任技術者，担当者）3名以内。ただし，
統括責任者を必ず含むこと。
- (4) 内 容 技術提案書の内容について，15分間で説明をする。その後，15分
以内で質疑応答を行う。

8 その他

書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）